

# 篠崎進士法律事務所報



02 市民のトクリュウ対策

所長弁護士 篠崎 芳明

03 早期事業再生法

所長弁護士 進士 肇

04 子の養育等に関する  
民法の改正について

弁護士 中山 祐樹

05 下請法が取適法に改正されます

弁護士 鶴岡 拓真

06 近況報告

2026年  
新春号



# 市民のトクリュウ対策

篠崎・進士法律事務所所長 弁護士 篠崎 芳明



戦後の混乱期に大量に発生した暴力団が「頂上作戦」など警察の厳しい取締を受けて激減したこと、民事介入暴力という警察に検挙されにくく、しかも莫大な利益を獲得できる手口を新たに開拓した少数の暴力団が広域化、組織化、知能化を進めて社会の安全と経済秩序に大きな不安と被害を及ぼす広域暴力団に変化したこと、これに対して国が「暴対法」の制定、いわゆる「行動指針」の策定、「暴排条例」制定などの強力な施策を講じたことから、「暴力団は社会の敵」との社会認識が確立し、暴力団にみかじめ料などの利益供与をする者が激減し、暴力団組員の減少、銃器を使用した暴力団対立抗争の激減など市民社会の安心・安全が大きく進展したことなどは、今や懐かしい思い出になりつつあります。

今では、離合集散して特殊詐欺や強盗などの犯罪を繰り返す「匿名・流動型犯罪グループ」(トクリュウ)なる犯罪者集団が市民社会に大きな不安と損害を与えていました。特殊詐欺(オレオレ詐欺を典型とする電話を使用した詐欺の手口)の被害者はほとんどが高齢者ですが、最近頻発しているSNS型投資詐欺、ロマンス詐欺の被害者は壮年・若年層であり、今やトクリュウ被害者は全年齢層に拡大しております。また、特殊詐欺の被害額は、令和6年で718億円、SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺の被害額は同1271億円に上り、これらの合計被害金額は、年約2000億円にもなり、1日あたり約5.5億円に上ります。警察によれば令和7年の被害額は更に増加することです。

更に、このところ「サイバー攻撃」が日本企業に大きな被害を及ぼしています。ランサムウエア(身代金要求ウイルス)による被害金額は、被害企業が被害(身代金支払)の有無すら明らかにしないことから不明ですが、日経新聞は、世界全体の被害額を8兆7000億円と推定し、この実行行為者は闇サイトでつながる「まるでトクリュウ」としています。

トクリュウによる被害の激増は、新たな犯罪者集団の誕生、反社会的勢力の変容を意味します。

市民が対処すべき反社会的勢力は、今や暴力団だけではなく、トクリュウも加えなければなりません。

市民(企業)は、暴力団対策としていわゆる三ない運動+1活動(暴力団を「利用しない」、暴力団を「恐れない」、暴力団に「金を出さない」+暴力団と「交際しない」)により対処し、具体的には入口排除(取引拒絶)と出口排除(契約の強制解約と更新拒絶)を徹底しています。警察に属性確認を求め、警察から属性証明を受けることにより出口排除が可能になります。この対応は極めて有効であり、暴力団に大きな打撃を与えることから、近い将来にその撲滅を実現できるかもしれません。

一方、市民(企業)のトクリュウ対策は、犯人が検挙されるまでは、相手の存在すら確認できないことから、暴力団対策の三ない運動+1活動は実行できません。市民(企業)は、特殊詐欺などの詐欺手口に対しては「欺されない」ように気をつけること以外に対策はありませんが、これがなかなか難しいことは各種詐欺被害が一向に減らないことからも明らかです。強盗などの手口に対しては日頃の防犯対策を徹底するほかありませんが、狙われてしまえば、防ぎようがないことも事実です。

被害者は、警察が犯人を検挙し、その実態を解明して最終的にカネを領得するトップを突き止めれば、暴力団被害者が暴力団トップの民事責任を追及した法理を活用するなどして被害の回復を図ることができます。

しかし、現実にはトップの検挙は困難のようです。そこで、警察は、トクリュウ対策として特別チームを創設し、「仮装身分捜査」を行うとともに、犯罪収益移転防止法を改正して「おとり口座」の活用を検討しているとのことです。

「おとり口座」は、毎日トクリュウに流入している大金の殆どが預金口座を経由する点に着目して、おとりの口座を開設して、最終的にカネを領得するトップを突き止めて検挙するという捜査手法です。闇に包まれているトクリュウの実体を赤裸々にできれば、市民は、トクリュウ犯罪の予防を工夫でき、損害回復も可能になります。

私は、警察の「仮装身分捜査」と「おとり口座」が所期の成果を上げて、トクリュウの実態が明らかにされることを大いに期待しています。

# 早期事業再生法

篠崎・進士法律事務所所長 弁護士 進士 肇



## 1. 早期事業再生法の成立

企業事業再生実務において、新たなスキームが創設されました。2025年6月6日、「円滑な事業再生を図るために事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」という長い名前の法律が成立し、「早期事業再生法」と略称されています(令和7年法律第67号)。6月13日に交付され、2026年12月中旬までに施行されることになっています。

本法は、事業再生実務における、①法的整理手続、②私的整理手続に統く「第三の手続」と呼ばれています。その意味を考えてみましょう。

## 2. 法的整理・私的整理と早期事業再生法

事業再生にあたり、法的整理手続(民事再生手続、会社更生手続)では、原則として当該企業に対する金融債権者(銀行など)・商取引債権者(買掛先など)を問わず全債権者を対象とし、債権者の多数決及び倒産裁判所の認可によって、債務の減免等が認められます。司法機関たる裁判所が最初から最後まで関与する極めて公平な手続ですが、手続開始時に公告され、全債権者に開始決定書が届くこともあり、企業の取引関係に大きな影響を及ぼし、事業価値や収益性の毀損の程度が大きくなりやすいと言われます。

他方、私的整理手続(事業再生ADR、中小企業活性化協議会、中小企業事業再生ガイドライン、特定調停手続など)では、手続利用を公告せず非公開とし、対象債権者を主として金融債権者に限定して手続を進めることができます。非公開かつ商取引債権者を巻き込まずに済むため、事業価値の毀損を抑えやすいという長所があり、この点が重宝され、法的整理手続に代わって事業再生スキームの主流となりつつあります。ただ、多数決原理が働くことなく、対象債権者(金融債権者)の全員の同意を要するため、債権者の1社でも反対があると、債権カット(バランスシートの改善)を内容とする事業再生計画が成立しません。この短所ゆえに、全対象債権者同意要件が何とかならないものか、事業再生の更なる円滑化に向けた課題として、長い間指摘されてきました。

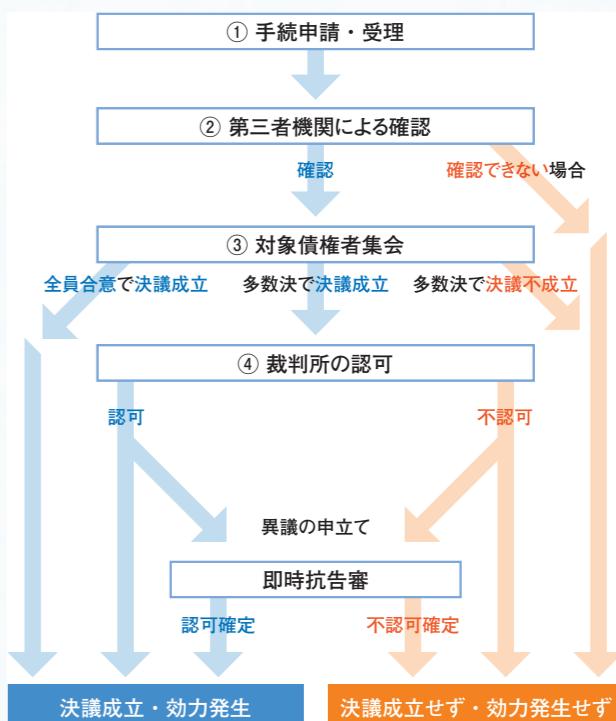
そこで、早期事業再生法では、経済産業省の指定を受けた公正な第三者の関与の下で、金融債権者の多数決(議決権総額の3/4以上の同意等)及び裁判所の認可により、金融債務に限定して、債務の権利関係の調整を行う(要するに、金融債権カットをすることができる)制度を創設するに至りました。しかし、これにより法的整理同様に反対債権者をも拘束することになるので、反対債権者に対する保障として、指定確認調査機関による調査や裁判所の認可による適正性の確保、可決要件として債権額につき3/4とする特別決議要件+例外的に頭数要件(20条1項)、少額弁済(13条但書)、清算価値保障(27条2項4号)などが定めら

れています。

かのように早期事業再生手続は、私的整理の短所を解決するために何とか多数決原理を導入するという形で着想されたものの、反対債権者保護の観点から厳正な司法機関である裁判所の認可という目線を取り入れたという点に大きな特徴があります。これが「第三の手続」と呼ばれる所以です。

## 3. 早期事業再生手続の流れ

紙幅の関係上、詳細の説明はできませんが、経済産業省のHPに掲載されている手続の流れ図を掲載しておきます。



また対象事業者(3条1項柱書)、対象債権(2条1項～3項)、指定確認調査機関(3条1項柱書、46条1項)、手続利用要件(3条1項各号)、確認事業者(2条3項)指定確認調査機関による一時停止要請(6条1項前段)、確認後6か月以内に提出すべき権利変更議案・早期事業再生計画(14条1項)、対象債権者集会における権利変更決議(10条、11条、3条1項柱書)、指定確認調査機関による調査(15条1項)、対象債権者集会における決議(16条以下)、裁判所の認可(26条、27条)、罰則(80条以下)といった重要規定があります。これらによって大要の理解が可能です。

また、金融債権者の範囲等については経済産業省令で定められることになっているため(2条1項6号・7号・9号、2項)、そちらも注視しておく必要があります。

# 子の養育等に関する民法の改正について

弁護士 中山 祐樹



父母の離婚後等の子の養育に関する見直しを内容とする「民法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第33号)の施行日が、令和8年4月1日に決まりました。

以下、今回の法改正について主要な点をご紹介します(以下で引用する条文は改正後のものです。)。

## 1. 親の責務等に関する規定

親の子に対する責務の内容について、これまでの民法には明確な規定はありませんでしたが、今回の改正では、「父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならず、かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない」との規定が設けられました(民法817条1項)。

この責務について、父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならないものとされています(同条2項)。

## 2. 親権に関する規定

これまで、父母が離婚する場合の親権者は父母のいずれか一方(単独親権)とされていましたが、今回の改正により双方を親権者とすること(共同親権)もできるようになりました。親権は、協議離婚の場合には父母の協議により定めますが(民法819条1項)、裁判離婚の場合や父母の協議が整わない場合は裁判所が定めます(同条2項、5項)。

裁判所が親権について判断する際は、子の利益のため、父母ととの関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮するものとされ、①父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがある、あるいは②父母の一方が他方から暴力等(身体に対する暴力のほか心身に有害な影響を及ぼす言動)を受けるおそれの有無、父母の協議が調わない理由その他の事情を考慮して父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるときは単独親権としなければなりません(同条7項)。

父母の合意がなくとも共同親権とすることがされることになることにつき、改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議が作成した解説資料は、共同親権とするか単独親権と

するかは個別具体的な事情に即して子の利益の観点から最善の判断をすべきとし、父母の合意がなくとも共同親権とすることが子の利益のため望ましい例として、同居親と子との関係が良好でなく別居親も親権者となることで子の精神的安定が図られる場合、父母間の感情的問題と親子関係を切り分けられる父母の場合などを挙げています。具体的な事案における判断は今後の実務の積み重ねを注視する必要がありますが、いずれにしても「子の利益」を最優先に考えるべきことになります。

また、父母が親権者である場合の親権は共同行使が原則ですが、今回の改正では、子の利益のため急迫の事情があるとき、すなわちDV・虐待からの避難や緊急の医療行為の必要があるような場合(民法824条の2第1項)や、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権(同第2項)は単独で行使できるものとされました。

## 3. 養育費に関する規定

父母が離婚した場合に子を監護する親に対して他方の親が支払う養育費は、これまで特段の決めがなければ請求できませんでした。今回の改正では、そのような決めがなくとも、法務省令が定める金額の「法定養育費」(子1人当たり月額2万円となる見込み)を請求することができるようになりました(民法766条の3)。

この法定養育費は、あくまで取決めがなくとも暫定的に最低限の請求を可能とする趣旨であり、適正な養育費の金額は、父母の協議や裁判手続により別途定めることになります。

また、養育費については、法務省令が定める金額(子1人当たり月額8万円となる見込み)の範囲で先取特権が与えられ(民法306条3号、308条の2)、判決などの債務名義がなくても差押さえが可能になりました。

## 4. その他

以上のほか、面会交流等に関する規定の新設(民法766条の2、817条の13)、調停・審判における試行的面会交流に関する規定の新設(人事訴訟法34条の4、家事事件手続法152条の3)、財産分与の請求期間を2年から5年に伸長(民法768条)などといった点につき改正がなされています。

# 下請法が取適法に改正されます

弁護士 鶴岡 拓真



## ③対象企業の拡大

取適法の適用基準に「従業員数」が追加されました。

これまで「資本金の額」のみが基準となっていましたが、経済環境の変化により資本金だけが会社の規模を表す指標ではなくなりました。そもそも資本金の額は自由に設定することができ、悪質な場合は意図的に資本金を操作して(受託者に増資を求める等)、適用を免れることができてしまっていたことから、従業員数も適用基準になりました。

このような改正を含め、取適法では、受託者(受注者)である中小受託事業者(下請事業者)の保護のために、委託者(発注者)である委託事業者(親事業者)に、後記表の4項目の義務と11項目の禁止事項が定められているのでご留意ください。

取適法の問題やその他お困りごとがありましたら、ぜひお気軽にご相談ください。

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等の明示	発注に当たって、発注内容(給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法)等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示する
② 書類等の作成・保存	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成して2年間保存する
③ 支払期日の設定	検査の有無に関わらず、発注した物品等を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定める
④ 遅延利息の支払	支払遅延や減額等を行った場合、遅延利息(年率14.6%)を支払う

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否する
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わない(支払手段として直ちに決済できない手形等を用いる)
③ 減額	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額する
④ 返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品する
⑤ 買いたたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めど
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させる
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをする
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小委託事業者が物品の製造等を行っている場合、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせる
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させる
⑩ 不当な給付内容の変更・やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせる
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあつてもかわらず、協議に応じない、必要な説明を行わないなど、一方的に代金を決定する

\*公正取引委員会「取適法リーフレット」参照

## 所長弁護士 篠崎 芳明



私(19期)が弁護士登録をした1967年(昭和42年)のころは、「紙縞で訴状を綴っていた。」、「カーボン用紙と鉛筆で訴状副本を作成した。」、「計算機はなかった。」などという若い人は大抵怪訝な顔をされます。WEBで裁判が行われる現在では想像もつかないことなのでしょう。私は、今更ながらですが(本年85歳になります。)パソコン教室(わかるとできる)に通うことにしました。いわゆる呆け防止を兼ねての勉強ですが、あらためてワードなどパソコン機能の多様さと便利さに驚いています。もっと早くから始めておくべきだったと反省しきりです。同期の皆さんもパソコンの勉強を始めてみませんか。面白くて楽しいですよ。

## 所長弁護士 進土 肇



2025年に登った日本百名山は以下の13座。  
 ①5/17(土)赤城山(標高)1828m、  
 ②5/31(土)男体山2486m、  
 ③7/2(水)日光白根山2578m、  
 ④8/2(土)那須岳(茶臼岳)1915m、  
 ⑤8/11(月)谷川岳1977m、  
 ⑥8/15(金)会津駒ヶ岳2132m、  
 ⑦8/16(土)西吾妻山2035m、  
 ⑧10/11(土)至仏山2228m、  
 ⑨10/12(日)燧ヶ岳(柴安嵐)2356m、  
 ⑩11/2(日)石鎚山1982m、  
 ⑪11/3(月)剣山1955m、  
 ⑫11/15(土)阿蘇山(高岳)1592m、  
 ⑬11/16(日)九重山1791m。2024年に登った14座と合わせ、27座まで来ました。今年はインストラクターのサポートを受けて、山小屋泊まりと縦走にチャレンジするつもりです。

## 弁護士 中山 祐樹



日常生活で生成AIを活用するようになりました。食事を作るにも「麻婆豆腐のレシピを教えて」というのはもちろん、「大根とにんじんと豚肉で何か作りたい」と言えば冷蔵庫の在庫消化メニューを考えてくれます。「脂っこくなくしたい」と言えば肉をお湯にさらしましよう、レモン汁をこの分量加えましょうと提案してくれますし、「明日の朝ご飯にしたいが今夜のうちにできる仕込みをしておきたい」と言えば今夜やること、明日の朝やることに分けてレシピを再構成してるので非常に便利です。しかもかなりおいしくできるので、これだけで料理の腕が上がったような気がしています。

## 弁護士 石黒 一利



新型コロナウィルスの感染拡大による外出自粛があり、自分自身の体調管理のためにジムに通い始めてから5年を過ぎました。週1回のトレーニングですが、室内履きのトレーニングシューズもかなり傷んできたので、昨年新調することにいたしました。5年間にわたる毎週1回のトレーニングのおかげで、大病を患うことなく元気に生活を送ることができます。ただ、昔より食が細くなったものの、体重は現状維持というより若干増加傾向にあります。自分にはその原因が筋力の増大にあると言ひ聞かせて眞の原因からは目を背けています。

## 弁護士 寺鳩 毅一郎



近年は出不精になった私ですが、以前は各所のライブハウスや後楽園ホール、演芸ホールなどに出掛け、音楽や格闘技、お笑い

などを生で楽しんでいました。小さな会場では演者との距離の近さが大きな魅力で、時には客席と演者のあまりの近さに驚くことも。大会場ではそこまで「近い」感じは無くなりますが、武道館や東京ドーム等への参戦時にも、「今この場で、皆と一緒に」体験する臨場感は、やはり格別なものでした。今年は、噂の東京ドームでのビッグマッチのチケット争奪戦に参戦したり、色々なライブに出掛けたみたいと思っています。

## 弁護士 杉山 一郎



生成AIを法律実務に活用する動きが広まっています。今はプロンプトの入力によって回答が変わるために効果的な入力方法を模索している段階ですが、そのうちプロンプトでは差が出なくなりそうです。ネット検索ができるようになったときに調べ物の効率が非常に上がりましたが、生成AIでは調べ物だけでなくより広く活用できればと思っています。もっとも音声データや写真などは生成AIで偽造されそうで、証拠の検討は今まで以上に気をつけなければいけませんね。

## 弁護士 鶴岡 拓真



体重が90キロの大台を超えて、健康診断で脂肪肝と診断されたので、生活習慣を見直すことにしました。甘い飲み物と揚げ物、21時以降に食べることを厳禁とし(但し飲み会を除く)、ハイカカオチョコを食べることと濃い緑茶を飲むことを意識し、普段の食事では野菜の摂取を心がけるようにしました。運動面では、1日1万歩を目標に、朝の通勤、昼食時、夜の帰宅の合計で4~5駅分を歩き、週1回はしっかりとした運動を意識しました。その結果、現在では約8キロの減量に成功し、昨年きつかったズボンも余裕をもって着られるようになりました。ただ最近、体重減少の停滞期になってきたので、更に食餌制限を進めるべきか悩んでいます。

## 弁護士 金山 真琴



子どもがポケモンにハマりました。ポケモン図鑑がほしいというので買ってあげたら、毎日熱心に読み込んでいます。

ある日、ポケモン図鑑を読んでいたら唐突に、「ままにんげんポケモン いかりタイプ いつもおこっている」と教えてくれました。図鑑により、優れた観察眼、的確な表現力、本人を前にして真実をありのままに伝える胆力などが醸成されたようで、買ってあげてよかったなと思いました。

### 弁護士 三井 稲賀

流行に乗っかって最近の週末はタコスを作ることにはまっています。作るといつてもトルティーヤ生地は市販のものを使っていますので、準備するのは主に中の具材です。一般的に思い浮かぶ具材はタコミートなどの肉ですが、海老や白身魚なども相性が良く、パクチー や調味料もあれこれ加えながら飽きずに色々な種類を楽しんでいます。ただ、食い意地が張って一枚の生地に多くの具材を乗せてしまうため、大量の具材を乗せる→口に入れる頃には殆どこぼす→こぼした具材を次の生地に乗せるという何とも無駄なループ作業を繰り返しています。そろそろ大人の作法を身につけたい今日この頃です。



### 弁護士 清水 恵介 (客員)

成年後見法改正の中間試案が出たのを機に、実践成年後見誌118号に、「中間試案からみる『必要性・補充性の考慮』」と題する拙稿を掲載しました。また、雑誌「温泉」の連載「温泉地の歴史と温泉権」の6回目で、和歌山県の南紀白浜温泉を取り上げたほか、10月27日には、湯河原町源泉協会の研修会講師として、当地の老舗旅館・源泉上野屋にて、「温泉権研究の現状と湯河原温泉」と題する講演をしてまいりました。質疑応答等を通じて源泉管理者の悩みを直に伺うことができ、現場感覚と理論とのズレが少し見えてきた気がします。



### 税理士 藤代 節子



昨年2月に休館した帝国劇場で年に2、3度観劇していましたが、ロビーの重厚感、客席の見やすさ、どれを取っても素晴らしい劇場でした。昨秋帝劇クロージング企画として、楽屋の椅子といった備品類が抽選販売されることになり、席番プレート(12,000円)と本日千秋楽のボード(255,000円)を申し込みました。席番プレートは椅子の背に付いている小さなのですが、千秋楽の日に劇場の入口に立ててあった看板は、値段といい、当たらどこで保管するのか、ドキドキしながら結果を待ちましたが…私の手許にはきませんでした。欲しかったです。

篠崎・進士法律事務所

► English

| ► HOME | ► 顧客内容 | ► 所轄弁護士 | ► 講演・その他活動 | ► 事務所アクセスマップ | ► 法律事務所報 | ► ブライゼンポルサー |

「人権擁護」と「社会正義実現」  
'Protecting human rights and achieving social justice'

裁判所

■ご挨拶

現代の日本は、日本経済に対する国際的信頼の確立と更なる発展のために、企業に対してはコンプライアンスの強化、コーポレートガバナンスの徹底、リーガルオペレーションの導入を強く求めています。  
トラブルについても、筋の通らない金銭の支払いなどによる莫大な解決は、強い社会的辨證を浴びるようになります。

市民生活においても、物事を決定するに際しては法的判断を尊重すると共に、既存の慣習をそのまま継承していく他人の言いなりになることは、随分少なくなりました。

日本においては、古来より「和を以て貴しなす」とする互諲の精神が美徳とされてきました。しかし現代の企業経営においては、この美德が却つて「なれ合」、「諂合」、「諂て削と本音の距離」又は「重音」などという好ましくない悪評の温床になりかねないとの指摘があります。

2013年1月7日更新

### 篠崎・進士法律事務所

〒 105-0003  
東京都港区西新橋 1-7-2 虎の門高木ビル 6 階  
TEL : 03-3580-8551 FAX : 03-3595-1673

<https://www.shinozaki-law.gr.jp/>